

要 望 書

平成30年7月豪雨の災害対策について

中国五県議会正副議長会議

平成30年7月豪雨の災害対策について

平成30年7月5日からの記録的な豪雨により、200人を超える多くの尊い人命が失われるとともに、河川の氾濫や土砂災害等による甚大な被害が発生した。

被災地では、現在も行方不明者の懸命な捜索活動が行われており、また、多くの建物、道路、河川、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動の被害も深刻となっている。

こうした中、住民の生命・身体の安全確保を最優先に、被災地の応急復旧、被災者の支援等に全力を挙げて取り組んでいるところである。

広域的な被害が発生した今回の事態に対応するためには、引き続き、政府の緊急かつ重点的な支援が不可欠である。

については、被災地域における住民生活や経済活動が速やかに回復するよう、次の事項について強く要望する。

平成30年8月

中国五県議会正副議長会議

広島県議会議長	山	木	靖	雄
鳥取県議会議長	稲	田	寿	久
島根県議会議長	大	屋	俊	弘
山口県議会議長	柳	居	俊	学
岡山県議会議長	高	橋	戒	隆

以上代表者

岡山県議会議長	高	橋	戒	隆
---------	---	---	---	---

1 人命救助への支援について

引き続き、行方不明者の捜索・救助に全力を挙げて支援を行うこと。

2 復旧・復興に必要な人材の派遣について

- (1) 迅速な応急復旧や被災者への生活再建支援など、さらに多くの人材が必要となることから、自衛隊をはじめ各分野における専門家や国・地方自治体職員の派遣など、必要な支援を行うこと。
- (2) 職員派遣や受入れなどに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

3 被災者支援の円滑な実施について

- (1) 酷暑を迎え、避難所で生活されている方をはじめとした被災者は、非常に厳しい環境での生活や復旧作業を強いられていることから、安全・安心な生活の確保など、被災者への支援について、格段の配慮を行うこと。
- (2) また、こうした状況を踏まえた上で、今回の豪雨による被災地の実情を勘案し、災害救助法及び被災者生活再建支援制度の柔軟な運用や適用範囲の拡大を行うこと。
- (3) 特に、被災者は、自宅や応急仮設住宅等に移った後も、長期にわたる心身の手厚いケアが必要となってくるため、戸別訪問による健康管理・精神保健活動についても、災害救助法の対象とするなど、積極的な支援を実施すること。
- (4) さらに、社会福祉協議会が行う被災者への貸付支援制度の運用にあたり、相当量の業務の増加が想定されることから、必要な支援を講ずること。
- (5) 被災者の各種支援にあたるボランティアが迅速かつ円滑に活動するため、自治体の要請に基づき社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの運営に要する自治体の負担に対して財政措置を行うこと。

4 人的・物的ネットワークの早期復旧について

- (1) 住民生活の回復や被災地域への物資輸送、移動手段の早期確

保のため、高速道路・国道・地方道やJR在来線、第三セクター鉄道の早期復旧など、交通の正常化に向けた支援を行うこと。

(2) 特に、鉄道路線については、通勤・通学などの沿線住民の生活維持や企業の生産活動をはじめとした地域経済に不可欠であり、早期復旧を図るために必要な復旧事業を鉄道災害復旧事業費補助金の対象とした上で、補助率の引き上げや地方自治体の負担に対する財政措置など、迅速な復旧に向けたあらゆる支援をすること。

(3) また、公共交通機関の正常な運行が回復するまでの期間において、必要な生活交通を円滑に確保できるよう、地方自治体及び交通事業者が実施する代替交通の確保について必要な支援をするとともに、新規路線の認可などについて、現行の制度にとらわれない柔軟かつ迅速な対応を行うこと。

5 災害復旧事業等における採択基準の柔軟な適用や財政支援及び国による災害関連緊急事業等の実施について

(1) 原形復旧を目的とした災害復旧事業や、将来の安全性及び防災に資するような改良復旧事業について、査定を待たずに着手した工事が適切に認定されるよう、採択基準の柔軟な適用や緩和など格段の配慮を行うこと。

(2) 住民生活の安全・安心の確保を図るため、普通交付税の更なる繰上交付や災害復旧・災害関連事業予算の確保、施設稼働に必要となる造成や地盤改良工事等も復旧工事の対象とする等の補助対象の拡大など、早期復旧に係る積極的な財政支援を行うこと。

また、倒木や漂流物等の撤去、施設修繕などの応急対応についても格段の財政措置を行うこと。

(3) 今回の豪雨による被災は、広域的かつ大規模なものであり、被災箇所も多く、効果的に復旧事業を進めるためには、一体的で集中的な整備や高度な技術が必要となることから、災害関連緊急砂防事業等について、必要に応じて、国の直轄事業化による早期復旧・改良復旧を講ずること。さらに、これらの事業や国による災害復旧事業等の迅速かつ効率的な実施体制を確保する等の措置を講ずること。

6 総合的な治水・土砂災害対策の推進について

- (1) 土砂・流木の流出による被害が発生している箇所については、今後も台風等による多くの降雨が予想される時期を迎えることから、二次災害防止対策や応急対策の実施において、あらゆる支援を実施すること。また、特に被害が大きい地域においては、河川の治水対策と流出土砂・流木対策を一体的に検討する専門的知見と、工事実施について高度な技術力を要することから、土砂災害の専門家による調査などの技術支援を行うこと。
- (2) 河川の氾濫防止のための事業の早期実施をはじめ、ハード・ソフト対策など総合的な治水・土砂災害対策を推進すること。

7 防災・減災に資する総合的な対策の推進について

- (1) あらゆる災害の未然防止と発災後の迅速な対応のため、砂防、河川、治山をはじめとした公共事業予算の増額や補助率の拡充、補助対象の拡大等の財政支援を行うこと。
- (2) 土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の指定後において、実際の住民の危険回避行動につながる取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。
- (3) 「大雨警報」に対する危機意識の低下が懸念される中で、「大雨特別警報」の発表により避難を徹底するため、気象庁による観測・予報技術の向上を図るとともに、適正な住民の避難行動につながるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を早期に見直すこと。また、住民の避難行動にも深く関連することから、警報を含め特別警報が持つ意味について住民に対し一層の周知を図ること。

8 防疫対策への支援について

被災地域では、多くの住宅が浸水し、気温や湿度の上昇等に伴い、生活環境が急速に悪化し、感染症蔓延防止のため、消毒や衛生害虫の駆除が急務となっており、自衛隊の応援体制の拡充などの人的支援や物資、機材の確保、財政支援など防疫活動に必要な措置を講ずること。

9 たため池に関する総合的な対策の実施について

- (1) 農業用水の確保等のため、現在利用しているため池の補強等について、財政支援の強化と事業予算を確保すること。
- (2) 農業用ため池の過半数は造成から100年以上経過するなど老朽化しており、今後とも、決壊等による災害の発生が想定されることから、地域の実情に応じて、利用しないため池の廃止を集中的かつ円滑に進めるため、ため池廃止手続きの簡素化及び必要な予算を確保すること。

10 災害廃棄物の処理等について

- (1) 膨大な災害廃棄物が発生しているため、被災市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業について、新たな処理設備の整備を含め、予算の確保及び早期の採択を行うこと。また、熊本地震と同様に、大規模半壊・半壊の家屋に係る解体・撤去費用についても補助対象とするとともに、災害廃棄物処理基本計画の策定、設備整備に係る生活環境影響評価等に要する費用についても対象経費とするよう、事業の拡充を行うこと。さらに、道路に大量の災害廃棄物が集積・放置され、通行に支障が生じ、早期の復旧・復興の大きな妨げになっていることから、都道府県が道路管理者として緊急的に災害廃棄物を撤去・運搬する場合についても、災害等廃棄物処理事業の対象とすること。
- (2) 災害により生じた大量の土砂の迅速な処理を進めるため、盛土補強材による処理施設の改良について、補助制度の対象となるよう制度を拡充すること。
- (3) 民有地に堆積した土砂等の撤去について、国土交通省所管及び環境省所管補助制度の対象が、それぞれ撤去作業の一部に限定されていることから、一連の撤去作業にかかるすべての費用について補助対象とするとともに、堆積土砂量の規模要件を緩和するなど、省庁の垣根を越えた包括的な補助制度の整備や要件緩和などを行うこと。
- (4) 市町村等の廃棄物処理施設自体にも被害が発生していることから、被災市町村等が実施する廃棄物処理施設災害復旧事業について、早期の採択を行うとともに補助率の嵩上げ等十分な財

政措置を講じること。

- (5) 災害廃棄物の処理について、平成29年7月九州北部豪雨と同様、届出により、産業廃棄物安定型最終処分場を一般廃棄物最終処分場とみなす特例措置を講ずること。
- (6) 災害に伴って大量に発生した対応が困難な漂流・漂着物や海底の堆積物については、国の費用負担により緊急に実施すること。

1.1 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の早期復旧に向けた支援について

土砂流入や浸水等により医療施設、社会福祉施設、学校教育・文教関係施設、環境衛生施設（火葬場）等に甚大な被害が生じているため、早期に復旧、再開ができるよう、被災地のニーズを踏まえたうえで、必要な支援を行うこと。

1.2 被災した児童生徒等への支援について

- (1) 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや学習支援等のため、教職員定数の加配やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の拡充、また、学習支援等を行う支援員の配置や心理検査の実施について、財政措置を講ずること。
- (2) 災害救助法の対象となっていない制服や通学かばん等の給付やスクールバス等の運行、また、学校法人等による授業料等の更なる軽減など積極的な財政措置を講ずること。

1.3 商工業や観光産業への支援について

- (1) 本災害により影響を受けた中小企業者等の事業再開・復興に向けて、相談体制の強化、県制度融資における利子補給・保証料補助等についての国庫補助制度の創設、ビジネス商談会やアンテナショップ等を活用した販路開拓の取組への支援等の必要な措置を講ずること。
- (2) 宿泊等観光産業の経営支援、観光地の復興への迅速かつ集中的な対策を行うこと。

1 4 農林水産業等への支援について

深刻な被害を受けた農林水産業の生産活動の早急な再開のため、農地や道路・水路の復旧、生産施設・機械、共同利用施設・侵入防止柵の復旧等、生産活動の再開に必要な経費の負担軽減について支援すること。

1 5 水道施設及び工業用水道施設の災害復旧に対する財政支援について

- (1) 被災した施設を早期に復旧するため、東日本大震災や熊本地震と同様、水道施設及び工業用水道施設の災害復旧に係る国庫補助率の嵩上げを行うとともに、将来の同様の被災を防ぐため、改良復旧事業や災害関連事業への補助対象範囲の拡大を図ること。
- (2) また、東日本大震災の際の措置も踏まえ、水道施設及び工業用水道施設の災害復旧事業等への繰出金に対する財政支援を講ずること。

1 6 自然公園施設の復旧について

被害を受けた瀬戸内海国立公園などの自然公園施設は、重要な観光資源でもあることから、地方自治体が行う災害復旧事業について補助制度を創設するなど、早期復旧に向けた積極的な財政支援を行うこと。

1 7 警察の災害警備活動等への支援について

- (1) 災害警備活動には、車両、ヘリコプター等の燃料や救出救助用資機材など多額の経費が生じていることから、これらの経費について財政措置を拡充すること。また、超過勤務手当が国庫補助の対象となっていない災害警備活動要員や後方支援要員についても、超過勤務手当が多額に上っていることから、これらについても財政措置を講ずること。
- (2) 被災した全ての警察施設、交通安全施設について、早期復旧に向けた積極的な財政支援を行うこと。
- (3) 今後発生する災害への対処能力の強化を図るため、必要な装備資機材の整備に要する経費を国において確実に予算措置すること。

18 国の補正予算編成や地方交付税等による財政支援の実施について

被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要することから、これらに全力で確実に取り組めるよう、東日本大震災や熊本地震の際の措置も踏まえ、国において必要な補正予算を編成するとともに、災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保や特別交付税の特例的な増額配分を行うこと。